

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 1 月 20 日 (火) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 池田^{いけだ}長義^{ながよし} ・ 3 森^{もり}恒利^{つねとし} ・ 5 青木^{あおき}正司^{しょうじ} ・ 6 赤塚^{あかつか}薫^{かおる}
7 伊藤^{いとう}征一^{せいいち} ・ 9 大田^{おおた}武士^{たけし} ・ 10 奥山^{おくやま}勘五郎^{かんごろう} ・ 13 丹羽^{にわ}芳久^{よしひさ}
14 前田^{まえだ}紀男^{のりお} ・ 15 杉谷^{すぎたに}正美^{まさみ} ・ 16 田中^{たなか}茂人^{しげと} ・ 20 中川^{なかがわ}文博^{ふみひろ}
22 中林^{なかばやし}長一^{ちやういち} ・ 23 平井^{ひらい}秀次^{ひでつぐ} ・ 43 後藤^{ごとう}勝^{かつ} ・ 48 前川^{まえかわ}正次^{まさつぐ}
以上 17 名

欠席部会委員 2 太田^{おおた}義政^{よしまさ}

出席部会員外委員 会長 守山^{もりやま}孝之^{たかゆき}

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：北角担当主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 3 森^{もり}恒利^{つねとし} ・ 20 中川^{なかがわ}文博^{ふみひろ}

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
- 報告第 6 号 買受適格証明願 (競売) について
- 報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 (県知事許可・所有権移転) の
意見について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 (県知事許可・賃貸借権) の意
見について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

- (農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (農業委員会許可・地上権)
- 議案第 9号 非農地証明願について
- 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第1回第1農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席は太田委員です。出席委員は16名でございますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。</p> <p>3番 森委員、20番 中川委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から16で、2ページになりますが、合計で件数は16件、面積は54,910㎡、地目は全て田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から13で、8ページになりますが、合計で件数は13件、面積は69,968.83㎡で、その内訳は田が40,397.22㎡、畑が29,571.61㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届け出でございます。</p> <p>なお、番号3の届け出につきまして、あっせんの希望がございますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。</p> <p>また、現況地目が宅地や雑種地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>続きまして、9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1は、長屋住宅用地、番号2は、駐車場用地、番号3は、植林。</p> <p>以上、件数は3件で、合計面積は1,720㎡、このうち田が584㎡、畑が1,136㎡でございます。</p> <p>10ページから12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)でございます。</p>

番号1から11ページの番号13までは、分譲住宅用地、番号14は、共同住宅用地、番号15は、長屋住宅用地、12ページになりますが、番号16は、一般個人住宅用地、番号17は、資材置き場用地、番号18は、駐車場用地、番号19は、分譲住宅用地、番号20は、事務所・倉庫用地、番号21は、店舗用地、番号22は、駐車場用地。

以上、件数は22件で、合計面積は18,680㎡、この内訳は田が2,976㎡、畑が15,678㎡、その他、これは台帳地目山林、現況地目田ですが26㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地、番号2、共同住宅用地、番号3、資材置場・駐車場用地、番号4、一般個人住宅用地、番号5、店舗兼住宅用地。

以上、件数は5件で、合計面積は2,633㎡、この内訳は田が1,715㎡、畑が918㎡でございます。

14ページをお願いいたします。

報告第6号 買受適格証明願（競売）についてでございます。

番号1は津地方裁判所による競売に参加するための買受適格証明で、買い受け後は、資材置き場用地とするものです。

以上、件数はこの1件で、面積は田で972㎡でございます。

15ページをお願いします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、取得年月日 平成6年1月1日の1件で、面積は、畑で36㎡です。権利者は、20年以上にわたりこの土地を畑として占有しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局より報告があったとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、16ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、面積7,564㎡、渡人 _____、面面積7,564㎡、申請地 栗真小川町西浦 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積153㎡です。

これにつきましては、親子間で生前部分贈与を行うものです。

番号2、地区 一身田、受人 _____、面積193,340.24㎡、渡人 _____、面積9,132㎡、申請地 一身田上津部田口ノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積700㎡外2筆で、合計面積2,010㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 安東、受人 _____、面積446,081㎡、渡人 _____、面積7,852㎡、申請地 納所町糠田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,920㎡。

これにつきましては、受人は、渡人が所有する申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 安東、受人 _____、面積11,071㎡、渡人 _____、面積7,852㎡、申請地 納所町小堀 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積4,410㎡。

これにつきましては、受人は、渡人が所有する申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 椋本、受人 _____、面積14,362㎡、渡人 _____、面積6,378㎡、申請地 芸濃町椋本平林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積495㎡外1筆、合計面積974㎡。

番号6、地区 椋本、受人 _____、面積6,378㎡、渡人 _____、面積14,362㎡、申請地 芸濃町椋本平林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積759㎡。

この2件につきましては、申請地を相互に交換をするものです。

番号7、地区 安濃、受人 _____、面積23,430.6㎡、渡人 _____、面積7,852㎡、申請地 安濃町安濃杉本 _____、台帳地目 雑種地、現況地目 畑、面積733㎡。

これにつきましては、受人は、渡人が所有する申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は7件で、合計面積は10,959㎡、その内訳は田が8,493㎡、畑が1,733㎡、その他、これは台帳地目 雑種地、現況地目 畑ですが733㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。
それでは、1番、2番、栗真。

青木委員 5番 青木。1月15日に1番と2番について、僕と各委員の方と現地確認しました。1番について、何ら問題ありません。2番について、沢山の面積を耕作しており、これも何ら問題ありません。よろしく申し上げます。

議 長 3番、4番、安東。

事務局 太田委員は本日欠席です。番号3、4につきましては異議ないという旨の連絡を事前にいただいておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 5番、6番、椋本。

田中委員 16番 田中。5番、6番は、交換で問題がございません。面積が差があり

ますけども、金銭的には関係なしに交換するというごさいますので、よろしくお願ひします。

議 長 7番、安濃。

中林委員 22番 中林。ただいまの事務局の説明どおりでございます。異議はござい
ません。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがで
ございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定をい
たしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農
業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員
会許可）でございます。

番号1、地区 棕本、申請者 _____、申請地 芸濃町棕本下モ
田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,649㎡のうち
214.79㎡です。

これにつきましては、隣接地の宅地開発に伴いあぜ道が利用できなくなるた
め、この代用として申請地を通路用地とするものです。農地区分は、第2種農
地と判断されます。

番号2、地区 棕本、申請者 _____、申請地 芸濃町棕本下モ
田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積452㎡のうち85.2㎡で
す。

これにつきましても番号1と同様、隣接地の宅地開発に伴いあぜ道が利用で
きなくなるため、この代用として申請地を通路用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町戸島川
南 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積251㎡外2筆、合計面積
1,057㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル
設置面積は369㎡で、転用面積の35%に当たります。農地区分は、第2種
農地と判断されます。

番号4、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町戸島川
南 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積244㎡外3筆、合計面積
507㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
宅地を含め開発面積は1,154㎡で、このうちパネル設置面積は408㎡、
全体面積の35.3%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されま

す。

以上、件数は4件、合計面積は1,863.99㎡、このうち田が299.99㎡、畑が1,564㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。

1番、2番、棕本。

田中委員

16番 田中。1番、2番、事務局の説明がございましたとおり、隣接の土地が開発されることに伴い、あぜの代わりに通路を作ることとでございます。議案第5号でも関連する案件が出てきますが、よろしく申し上げます。

議 長

3番、4番、明合。

中林委員

22番 中林。3番、4番は同一人で、公道を挟んでおります関係で、2申請に分かれております。3番は1,000㎡を上回りますので、事務局、会長、部会長、私ども地元委員の現地調査をさせていただきまして、太陽光発電施設用地とすることには問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可をすることに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（県知事許可・所有権移転）事務局の説明をよろしく申し上げます。

事 務 局

それでは、議案書18ページ、19ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（県知事許可・所有権移転）の意見についてでございます。

お手元のほうに配らせていただきましたのは今回申請の平面図になります。赤塚委員から概要の説明もいただけるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、番号1番を事務局から説明させていただきます。

地区 高野尾、受人 _____、渡人 _____外10名、申請地 高野尾町大谷_____, 台帳地目・現況地目とも田で、面積115㎡外18筆で、19ページになりますが、合計面積21,236㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、地域農業活性化のための農産物直売所、農産物加工施設などを有する農業振興交流施設用地と

するものです。

農地区分は甲種農地に該当しますが、申請されております施設は地域の農業の振興に資する施設ということで、例外的に許可し得るものと判断しております。

件数はこの1件で、地目の内訳は、田が16,796㎡、畑が4,440㎡です。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可相当の意見を付して三重県知事に進達したいと考えます。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

それでは、地元委員さんのご意見をお伺ひいたします。

1番、高野尾。

赤塚委員

6番、赤塚。この件につきましては、計画が持ち上がったのは、約2年半ぐらい前に農業振興施設と直売所をつくりたいという農業者からの申し出からでした。

20年前の高野尾では植木、さつきの栽培が盛んでした。人もいきいきと活気があり、生活も潤いがありました。近年、植木やさつきが大暴落して以降、農業離れが加速して耕作放棄地が問題視されるようになりました。

今まで農業をばりばりやっていた人も高齢になり、畑も衰退の一途を辿っております。今では自家用の野菜を作っているのが現状です。活気と潤いのある農業はできないのだろうかと思案していた時、_____さんより高野尾に産直を作ってはどうかというご提案とご支持をいただきました。

その後、たくさんの方々に産直の件についてご賛同いただき、また地元地権者の方々の協力もあり、現在、_____という会社を設立いたしました。また、直売所の名前は_____という名前でも誕生しました。

_____は、生活・観光型の産直を目指し、現在工事中の北側にある、広大な_____のプライベートガーデンと一体化することによって集客が望めると考えています。また、四季折々の花を見せて他県からお客さんを呼び込むつもりです。さらに、芸濃インターから約5分というところで立地的にも恵まれまして、安全・安心のふるさと野菜をお客さんに提供することにより、高齢者も生甲斐となり、生活も潤い、ひいては若者の田舎離れも食い止めるのではないかと考えております。

なお、現在、直売所の出荷会員は、芸濃、安濃、大里近辺の方を出荷会員として募集しまして、約100名ぐらい会員がおります。今後いろいろ募っていきたくて考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に配りました開発地域の説明をさせていただきます。

農産物直売所、約600㎡ございます。これは真中のところです。それで、地域交流促進施設、これは一番上で700㎡、地域食材供給施設、これが一番下で約560㎡で、最大、お客様は178名収容できます。これはレストランということです。あと、ふれあい広場とか屋根つきのイベント広場、これは470㎡、車道及び駐車場16,000㎡で、その中で乗用車が450台、大型観光バスが14台、二輪車20台と、体験農園は1,300㎡を予定しております。

開発許可と同時に並行して、来年の6月にはオープンを目指して、一丸となって私ら頑張っておる次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長 皆さん、ご意見ございませんか。
地元委員さんは異議なしということでございます。まして、活性化のためにやるということでございますので、皆さん、いかがなものございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

赤塚委員 ありがとうございます。

議長 異議なしということで、議案第3号については許可をすることが相当であるとして県へ進達することにいたします。

赤塚委員 よろしくお願いたします。

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（県知事許可・賃貸借権）の意見について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、20ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（県知事許可・賃貸借権）の意見についてでございます。

これ、先ほどご審議いただきました案件と同一の内容になります。権利関係が、先ほどは所有権の移転で、今回は賃貸借権の設定になります。

番号1、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____外1名、申請地 高野尾町大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積180㎡のうち10㎡外4筆で、合計面積が4,727㎡です。

これにつきましては、転用目的は先ほどの議案第3号と同じになります。20年間の賃貸借契約を締結するということになります。

件数はこの1件で、地目の内訳は、田が4,534㎡、畑が193㎡です。

この案件につきましては、先ほどと同一目的の転用で一体の許可申請となっておりますので、議案第3号と同じ取り扱いで、許可相当の意見を付して三重県知事に進達したいと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

赤塚委員 6番 赤塚。この2名は賃貸借ということで、契約も交わしておりますので何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございます。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることが相当であるとして県へ進達することにいたします。
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 21ページ、22ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。
番号1、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 野田大ヶ瀬 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,443㎡です。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は695㎡、申請面積48.1%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 高茶屋小森上野町野田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,011㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、保育園の駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号3、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本下モ田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,996㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建て売り分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号4、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 芸濃町棕本南山ノ花 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積154㎡外1筆、合計面積1,310㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号5、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町萩野前川原 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積503㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 雲林院、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町雲林院竹之内 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積353㎡外2筆、合計面積1,218㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置き場及び倉庫用地とするものです。なお、申請地の一部に倉庫が建築されておりました。渡人から始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号7、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生西相野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積226㎡外2筆、合計面積1,202㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は652㎡、申請面積の54.2%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号8、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草

生西相野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積664㎡外1筆、合計面積772㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は309㎡、申請面積の40%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

22ページをお願いします。

番号9、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生西相野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積440㎡外1筆、合計面積706㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は347㎡、申請面積の49%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町光明寺東垢部_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積406㎡外1筆、合計面積637㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明合、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 安濃町田端上野西観_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積254㎡外2筆、合計面積862㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は350.48㎡、申請面積の41%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件、合計面積は11,660㎡、この内訳は、田が8,718㎡、畑が2,942㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番 神戸。

池田委員 1番、池田。別段、何も問題はありませんので、よろしく願いいたします。

議 長 2番 高茶屋。

奥山委員 10番 奥山。現地確認したところ、何ら問題はありませんので、よろしく願いいたします。

議 長 3番、4番、棕本。

田中委員 16番 田中。会長さん初め事務局の方、地元の委員、現地確認いたしました。もう隣接も既に家など建っておりまして、それに囲まれたような土地でございます。地元の委員としては異議ないということでございます。よろしく

お願いいたします。

議 長 5番、安西。

田中委員 16番 田中。集落内の土地でございまして、娘さんの家を建て直すということで、場所は実家の前でございまして、もう既に草が生えております。少し荒れ地になっている状態の土地でございすけども、地元としては異議はございません。

議 長 6番、雲林院。

杉谷委員 15番 杉谷。会長、副会長、事務局に現地確認もしていただきました。地元委員も何ら異議がないということでございすので、よろしくお願いいたします。

議 長 7番、8番、9番、草生。

平井委員 23番 平井。7番、8番、9番、それぞれ隣接しておりまして、譲受人が使うということで3つに分かれております。7番につきましては、15日に会長、副会長、地元委員と現地確認をいたしました。7番、8番、9番につきまして、事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 10番、村主。

平井委員 23番 平井。これにつきましても事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 11番、明合。

中林委員 22番 中林。これにつきましても、太陽光発電施設用地として、周囲の土地的にも問題点はございませんので、よろしくお願ひします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可をすることに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書23ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございす。

番号1、地区 椋本、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町椋本青木谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積833㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

原野等を含む造成面積5,961.93㎡のうちパネル設置面積は2,852.31㎡で、全体面積の47.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町椋本青木谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積2,327㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、先ほどの番号1と一体的に利用して、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。土地の利用率につきましても番号1と同様、全体面積の47.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は、畑で3,160㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、2番、椋本。

田中委員 16番 田中。会長さん始め事務局の方と現地確認してまいりました。もう原野化しておりまして、枯れた木が残っております。そこを開発していただくということで、綺麗になり喜ばれるのではないかと私自身は思っております。地元の委員としても問題ございません。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可をすることに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 24ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 大里野田町南所 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積473㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期間を定めない使用貸借契約を締結し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第1種

農地と判断されます。

番号2、地区 辰水、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 美里町家所五会内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積499㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と40年間の使用貸借契約を締結し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は972㎡、この内訳は、田が499㎡、畑が473㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

1番、大里。私でございます。

親子で、定年になる息子の家を建てると。何ら問題はなかろうと思います。よろしくお願いいたします。

2番、辰水。

中川委員

20番 中川。息子が帰ってくるのでその住宅を建てるということで、8日にもう一人の委員さんと確認をいたしました。何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

地元の委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第7号については許可をすることに決定いたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

25ページをお願いいたします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）でございます。

番号1、地区 高宮、借り人 _____外1社、貸し人 _____、申請地 美里町三郷上ヶ廣_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積399㎡外2筆、合計面積1,450㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と22年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

申請地へのパネル設置面積は769.86㎡、申請面積の53%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。
1番、高宮。

中川委員 20番 中川。15日、会長、部会長、事務局で現地確認をしていただきました。以前に申請が上がっていきまして、その太陽光発電のパネルが設置されておりまして、それに隣接する地域で、既に造成がされておるといような状態でした。
本来は、工事の着手前に申請をするようにと申し入れをしました。
隣接地は、山地で何ら問題ないと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものごさいますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第8号については許可をすることに決定いたします。
次に、議案第9号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 26ページをお願いいたします。
議案第9号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 栗真、願出者 _____、申請地 栗真小川町西浦_____
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積495㎡。
これにつきましては、建物の全部事項証明書により、平成3年に申請地に建物が建築されたことが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
番号2、地区 大里、願出者 亡き_____相続人 _____、申請地 大里睦合町毛抜_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積847㎡。
これにつきましては、課税証明願に基づく津市長の証明により、昭和35年から51年にかけて居宅が建築されていることが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
以上、件数は2件、合計面積は1,342㎡、この内訳は、田が495㎡、畑が847㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお伺いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、1番、栗真。

青木委員 5番 青木。15日に立ち会いしていただきましたが、何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議長 2番、私でございます。事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、第9号議案については証明をすることに決定いたします。

次に、別紙でお配りしました議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を願います。

事務局 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次のページになります。農用地利用集積計画地区別集計表をごらんいただきますようにお願いします。

各地区別に、下の合計欄のほうで説明をさせていただきます。

まず、津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で125,990㎡、契約件数は43件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で23,982㎡、畑の使用貸借で1,391㎡、契約件数は10件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で67,732㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,792㎡、契約件数は15件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借で21,016㎡、契約件数は4件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,080㎡、契約件数は7件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて246,800㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて4,183㎡、合計契約件数は79件、合計面積は250,983㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区が14件、安濃地区8件、芸濃地区4件、合計で26件、面積としまして合計で124,212㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達することいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

午前11時00分

上記は、第1回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年1月20日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____